

## 特定施設一覧(騒音)

施設の種類		規模・能力
1.金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの
	ロ. 製管機械	すべてのもの
	ハ. バンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力3.75kW以上のもの
	ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ. 機械プレス	呼び加圧能力294キロニュートン以上のもの
	ヘ. せん断機	原動機の定格出力3.75kW以上のもの
	ト. 鍛造機	すべてのもの
	チ. ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの
	リ. ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	ヌ. タンブラー	すべてのもの
	ル. 切断機	といしを用いるもの
2.空気圧縮機		原動機の定格出力7.5kW以上のもの(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)
送風機		原動機の定格出力7.5kW以上のもの
3.土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力7.5kW以上のもの
4.織機		原動機を用いるもの
5.建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの
	ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6.穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力7.5kW以上のもの
7.木材加工機械	イ. ドラムバーガー	すべてのもの
	ロ. チッパー	原動機の定格出力2.25kW以上のもの
	ハ. 碎木機	すべてのもの
	ニ. 帯のご盤	製材用のものにあっては、原動機の定格出力15kW以上のもの、木工用のものにあっては、原動機の定格出力2.25kW以上のもの
	ホ. 丸のご盤	製材用のものにあっては、原動機の定格出力15kW以上のもの、木工用のものにあっては、原動機の定格出力2.25kW以上のもの
	ヘ. かな盤	原動機の定格出力2.25kW以上のもの
8.抄紙機		すべてのもの
9.印刷機械		原動機を用いるもの
10.合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
11.鋳造型機		ジヨルト式のもの